

入札の質疑に対する回答（平成30年4月25日公告分）

契約番号	13	
契約件名	プール自動清掃ロボット（水中クリーナー）賃貸借	
質疑受付日	質疑	回答
5月14日	① 本案件は新規導入でしょうか、入替えでしょうか。入替えの場合、既存機器の使用年数をご教示ください。	既存機器は、当組合所有の備品であり使用年数は、13年です。入れ替えにあたり、賃貸借としては、新規導入となります。
5月14日	② 契約書（契約約款）の開示をお願いいたします。	別紙のとおり開示致します。
5月14日	③ 満了後の撤去の際、エレベーターやスロープを使用することは可能でしょうか。	高座施設組合屋内温水プールにエレベーターはありませんが、使用及び保管場所は1階になります。また、スロープを使用することは、可能です。

契 約 約 款

(総則)

- 第1条 賃借人（以下「発注者」という。）及び賃貸人（以下「受注者」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき仕様書（設計書及びこれらの図書に係る質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の賃貸借物件（以下「物件」という。）を発注者に賃貸し、発注者はこれを借り受ける。
 - 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、発注者が契約保証金の納付を免除した場合においてはこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の確認等)

- 第4条 受注者は、賃貸借期間の初日までに当該物件を納入し使用可能な状態にしなければならない。
- 2 発注者は、受注者から物件の納入を受けた後、賃貸借開始前までにこれを検査確認し、物件にかしのないことを確認しなければならない。この場合において、かしがあったときは、発注者は、受注者に物件の修理又は取替えを請求することができる。
 - 3 受注者の責めに帰すべき理由により、賃貸借期間の初日までに物件の納入を完了しない場合は、発注者は受注者から遅延日数に応じ、賃貸借期間中の賃借料の総額に年5.0パーセントの割合で計算した額を遅延違約金として徴収することができる。

(物件の保管、使用及び維持等)

- 第5条 発注者は、装置の据付場所およびその状態をあらかじめ受注者が申し出た温度、湿度その他良好な環境の下で維持管理し、また善良な管理者としての注意をもって装置を管理しなければならない。
- 2 装置が据付場所に搬入され、発注者に引き渡された後、返還されるまでの間、発注者の故意もしくは過失によって装置が損害を受け、または、欠損が生じた場合は、受注者は発注者に対し損害賠償を請求することができるものとする。
 - 3 仕様書において物件の保守を含むものとしている場合、物件の保守については発注者の指定又は承認した業者が行うものとする。なお、その場合における保守料は、賃借料

に含むものとする。

(賃借料等の支払い)

- 第6条 受注者は、仕様書で別に定める場合を除き、毎月の賃貸終了後速やかに、発注者に当該賃貸分に係る金額を請求するものとする。
- 2 発注者は、受注者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別な事情により受注者の承諾を得たときは、45日を限度に支払期限を延長することができる。
 - 3 本契約により受注者が業務を終了した日が月の途中である場合、その月の賃貸料は第1項の月額をその月の日数で除して得た額に、受注者がその月に業務を実施した日数を乗じて得た額（円未満は切り捨てる。）とする。

(物件の追加)

- 第7条 発注者が物件の追加を希望する場合は、その装置について別途契約を締結するものとする。

(物件の改造)

- 第8条 物件の改造（他の機械器具に取り付ける場合を含む。）については、発注者はあらかじめ文書をもって受注者の承認を求めるものとする。この場合の費用は発注者の負担とし、受注者又は受注者の認める者がこれを行うものとする。
- 2 受注者は、前項の改造が物件に支障を与えるものと認められたときは、発注者の申出を拒否することができる。
 - 3 物件の改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

(物件の移転)

- 第9条 物件を頭書記載の据付場所から移転する必要があるときは、発注者はあらかじめ文書によって受注者の承諾を得るものとする。この場合、費用は発注者の負担とし、受注者または受注者の認める者がこれをおこなうものとする。

(物件の返還)

- 第10条 発注者は、本契約が終了したときは、物件を引渡し当時の原状に復したうえ、受注者に対して、速やかに当該物件を返還しなければならない。
- 2 物件の返還にあたって、発注者は受注者または受注者の委託を受けた者の指示に協力するものとする。
 - 3 物件の撤去搬出にあたり、発注者の立会いを得られない場合は、受注者は受注者の選択する公正な第三者の立会いのもとに据付場所に立ち入り、物件の撤去搬出を行うことができる。
 - 4 受注者は、発注者から物件の返還を受けたときは、直ちに欠損等の箇所を確認し、物件に欠損等が発見された場合は、受注者は発注者に対しその旨書面で確認を得るものとする。
 - 5 物件の撤去作業によって、発注者所有の財産にき損を生じた場合は、受注者の責任において修復する。
 - 6 物件返還後の旧据置場所の修復についての費用は発注者の負担とする。
 - 7 物件の撤去搬出についての費用は受注者の負担とする。
 - 8 返還後の機器について、再利用は禁止する。

(禁止事項)

第 11 条 発注者は文書による受注者の事前の承諾がない限り、装置を質権、譲渡担保その他他人の権利の目的物とすることができない。発注者がこれに違反し、受注者が損害をこうむったときは、発注者はその損害賠償責任を負うものとする。

(通知義務)

第 12 条 次の場合、発注者は遅滞なく受注者に通知しなければならない。

- (1) 装置に受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。
- (2) 装置の盗難、滅失、き損等の事故が発生したとき。

(立入権および秘密保持)

第 13 条 装置の納入、保守、管理のため、受注者の社員および必要のある場合はその指定する者が装置の据付場所に立ち入る場合、その者は必ず身分証明書を携行しなければならない。

2 前項の立ち入りに際して得た発注者の業務上の秘密は、これを第三者に漏えいしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 14 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員または使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5.00 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の契約解除権)

第 15 条 発注者は、受注者がこの契約を履行しない場合又は契約の履行が不可能となった場合は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、受注者は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に支払うものとする。
- 3 第 1 項の規定により契約を解除した場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 4 発注者は、受注者からの違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、この契約の契約保証金が納付されているとき（これに代わる担保が提供されているときを含む。）又はこの契約の債務があるときは、これを相殺する

ものとし、なお不足があるときは、別にこれを徴収する。

(受注者の契約解除権)

第 16 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第 17 条 物件の滅失又はき損の原因が、天災その他発注者及び受注者の双方の責めに帰すことができないものである場合は、その負担割合は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(公租公課)

第 18 条 固定資産税については受注者が負担する。固定資産税以外に装置の所得、所有、保管、使用およびこの契約につき現に賦課され、又将来賦課される公租公課は、納税義務者のいかににかかわらず発注者が負担する。ただし、仕様書に別の定めがある場合においては、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 19 条 受注者は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる特記事項を遵守しなければならない。

(協議)

第 20 条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行につき疑義を生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議し、円満に解決をはかるものとする。

特記事項（個人情報の保護）

(秘密等の保持)

第 1 条 受注者は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 2 条 受注者は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令に従うほか、発注者の指示を受けて、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

(再委託の禁止)

第 3 条 受注者は、個人情報の処理を自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(収集等)

第 4 条 受注者は、当該契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(取扱要領等の作成)

第5条 受注者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。ただし、発注者が作成する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(個人情報の保管)

第6条 受注者は、当該契約による業務を処理するため、第4条において収集、作成した個人情報及び当該契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報（以下第7条、第8条及び第11条において「使用する個人情報」という。）を漏えいし、き損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第7条 受注者は、使用する個人情報を当該契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受注者は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(返還義務)

第9条 受注者は、当該契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を当該業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

(廃棄等)

第10条 受注者は、当該契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を当該業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。

(事故報告義務)

第11条 受注者は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えいし、き損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(調査)

第12条 発注者は、受注者が業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査をすることができる。

(勧告)

第13条 発注者は、受注者の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。